第239号 シルバー産業新聞

ケアマネジメント 快刀乱麻 第89回

桜美林大学大学院老年学研究科 教授 白澤 政和

海外から日本のケアマネジメントをみる（1）

台湾でのケアマネジメント①

3段階の認定業務も担う

今回から、海外でケアマネジメントがどのように行われているかについて、見ていきたい。その際に、日本のケアマネジメントとの関係で、お互いが学び合うことに焦点を当てて、連載したいと考えている。

まずは、台湾のケアマネジメントを取り上げたい。

昨年1月の台湾の総統選で、民進党の蔡英文主席が、与党であった国民党の朱立倫主席を大差で破り、国民党の馬英九政権から民進党の蔡政権に移行した。このことは、台湾の介護政策についても大きな変換がなされることになった。

2008年の総統選挙で国民党の馬英九氏が中華民国第12代総統に選出された際の選挙公約において、4年以内に高齢者長期介護保険制度を創設し、民間企業の老人介護産業へ誘導する政策を打ち出した。それが延び延びになり、15年5月にやっと「長期照護保険法」が国会通過にまでたどり着き、19年から実施する運びにまでなっていた。

一方、今回の選挙での蔡英文氏の選挙公約には、スウェーデンやデンマークのような税財源で、介護を充実していくことを謳っていたため、介護保険制度の19年実施は完全に消えてしまった。

ただし、台湾では既にケアマネジメントの仕組みはできており、政権交代がこれに影響を与えることはないと言われている。03年に全国の25カ所の県や大都市（台北のような直轄市）で「介護管理ステーション」が設置され、05年に「長期介護管理センター」に改称された。そして、08年に始まった「長期介護十カ年計画」で、ケアマネジメントを強化し、各県市の「長期介護管理センター」をケアマネジメントの執行機関と位置づけ、要介護老人やその家族のケアサービス提供の窓口にすることになった。

現在、「長期介護管理センター」にはケアマネジャーが配置され、ケアマネジャーになる要件は、社会福祉士、看護師、作業療法士、理学療法士、医師、栄養士、薬剤師などの資格を有し、2年以上の経験が必要となっている。ケアマネジャーの業務担当は、ケアアセスメント（要介護認定）、サービスの受給資格の確認、ケアプランの制定、ケアサービス間の連携、サービスの質の管理などである。実際にはソーシャルワーカーと看護師がほとんどを占めている。

サービスの利用は55歳以上の者が対象であるが、先住民族については50歳以上となっている。

ケアマネジャーは認定業務を行い、3段階に区分する。これは、10項目のADL、8項目のIADLをチェックし、軽度は1～2項目のADLの障害か、IADLに3項目以上の障害のある独居高齢者が該当する。中度はADLが3～4項目の障害、重度は5項目以上の障害となっている。

ヘルパーないしはデイサービスについては月単位で、軽度者は25時間まで、中度者は50時間まで、重度者は90時間まで、利用できる。1時間当たりの単価は200元である。また、ショートステイを、1年間に、軽度と中度が14日、重度が52日利用できる。

自己負担額は、低所得者世帯（最低生活費の1・5倍以内の世帯）は無料で、中低所得者世帯（同1・5～2・5倍の世帯）は10％、一般世帯は30％となっている。上限を超えれば、全額自己負担となる。

また、福祉用具・住宅改修は10年間で10万元まで補助される。配食サービスは1日1食利用でき、60元まで補助されるが、一般世帯には補助がなく、全額自己負担である。移送サービスは毎月8往復を限度に、1往復当り最高190元補助されることになっている。

なお、台湾には現金給付である家族介護手当があり、低所得世帯で、要介護が重度で、同居家族が介護しており、就業していないことが条件となっている。月額5000元であり、約9000世帯が受給している。

ケアマネジャーは要介護状態により異なる3段階で、サービス利用の限界と自己負担額を意識し、ケアプランの作成を実施している。

ケアマネジャーの業務は①ケース発見と送致②アセスメント③サービス利用認定④ケアプラン作成⑤サービス間の調整⑥再アセスメント⑦終結⑧家族への助言・指導⑨利用者からの苦情対応⑩サービスの質の管理⑪その他となっている（衛生局、09年）。

1人当りの担当ケースが200から300と多く、モニタリングは要介護度が変更された場合、病院から退院の場合、利用者から苦情があった場合となっている。通常のモニタリングは介護サービス事業者に委ねられている。

注、台湾の1元は約3円である。